

令和3年第1回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和3年1月25日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	1月25日 午前10時00分		
	閉 会	1月25日 午後1時56分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	比 嘉 克 雄	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二			

## 令和3年第1回今帰仁村議会臨時会

### 議事日程第1号

令和3年1月25日（月曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第1号	物品購入契約について	説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決 説明・質疑 討論・採決
4	議案第2号	物品購入契約の議決について	
5	議案第3号	物品購入契約の議決について	
6	議案第4号	物品購入契約の議決について	
7	議案第5号	物品購入契約の議決について	
8	議案第6号	物品購入契約の議決について	
9	議案第7号	令和2年度今帰仁村一般会計第10回補正予算について	
10	同意案第1号	固定資産評価員の選任について	

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和3年第1回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時00分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時02分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 吉田清尊議員及び7番 玉城みちよ議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第1号 物品購入契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第1号

#### 物品購入契約について

今帰仁村公立学校情報機器整備事業に係る物品購入契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約件名   | 今帰仁村公立学校情報機器整備事業                                     |
| 2 納入場所   | 兼次小学校、今帰仁小学校、天底小学校、今帰仁中学校                            |
| 3 契約方法   | 一般競争入札   |
| 4 契約金額   | 45,979,010円  |
| 5 契約の相手方 | 沖縄県名護市東江五丁目13番7号<br>コンピューターネットワーク株式会社<br>代表取締役 奥本 弘文 |

令和3年1月25日提出

今帰仁村長 久田 浩也

## 提案理由

今帰仁村公立学校情報機器整備事業に係る物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第3条の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

物品売買契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第1号 物品購入契約について質疑をいたします。

こちらに契約方法、一般競争入札4,597万9,010円ということでコンピューターネットワーク株式会社とありますけれども、この競争入札何社が応募して参加したのかお伺いします。

それと購入した業者が後で指導もやるのかどうか。使えない方もいると思いますので、ここまで入ったの金額なのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、ご説明申し上げます。

まず、一般競争入札に対する応札が何社かということでございますが、応札に応じたのは1社でございます。

続いて指導も兼ねるのかということですが、端末の設定等も今回の業務に入れていきますので、その辺のものは出てくると思いますが、そのほかにICT関係の指導をする人物を今後競争入札にかけて雇う予定ですので、その方が担っていくということになります。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 指導方法云々については、別途の予算ということで理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 議案第1号について質疑いたします。

予算が通って、実際契約に至って、今回の議案になっているのですが、実際導入して、どのように保管して、どのように活用していくのかという具体的なスケジュールがあるのでしたら、教えていただきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑について、ご説明いたします。

導入後の活用については、まずデジタル教材等の活用が一番考えられるのかなというところと、今後出てくるかもしれない自宅での学習という機会があれば、そういうときのリモートでのオンラインの学習というところがメインになるかと思いますが、その他、いろいろなデジタルコンテンツがございますので、その辺の活用も導入するに当たっては検討しているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、デジタルの教材とか、いろいろとこれからのことも考えて活用していくとあるんですけれども、先ほどの質疑の中で指導の方を雇っていくと。雇っていく間に、ある程度スケジュールを組んで実際やっていかないと、いろんな指導というのはできないと思うんですね。別の予算でまた人を雇うという話の中で、実際どのように活用していくかというスケジュールが決まっていなくて、人を雇ってからどうしようかといったらもう時間がないような気がするんですね。これを実際活用するには、結構子供たちの指導や先生方の指導ということで、やはり実践に基づいてやりながらやっていかないといけないと思うんですが、その辺、人を雇ってからどのように活用していくかというところまではまだ決まっていなくてというところで解釈してよろしいのか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

活用については、もう昨年ぐらいから各学校のICT関係で主になる先生方プラス、参加したい方も含めていろいろ話合いやら勉強会みたいなものは開いております。先ほど申しました支援に関するものというのは、主に取扱いに関するもの、あと、デジタルコンテンツにはこういうものがあるというような提案とか、そういうところをメインには考えているんですけれども、活用してどういうことをしていきたいかというところについては、各学校から代表の先生を出していただきながら、こういうこともできるよねという話合いはもう既に進めているところです。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、お伺いした支援の方というのは、コンテンツの提案をしたりというところで、私が解釈を間違ったのは、あくまでも子供たちが活用する中で使い方が分からないとか、そういったことをきめ細かに指導していくのが指導員かと思ったんですが、そうではないというところで、今後そういった子供たちの指導というのは、その教育を受けた先生方がやっていくという解釈でよろしいのかお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

ICTに関する支援員、これから採用していく支援員については、まず現在、1月20日に仮契約を結んでおりますが、これから納入していく上で、その納入に関する物品の研修、研修というのはチェックするという研修を行ったり、あと使い方について、教師及び子供たちへの研修も併せてやっていくわけですが、あくまで使い方等でございます。細かい先生方の異動も出てきます。そういうところで、「こういう使い方もしたいんだけど、どうですか」みたいな感じの疑問があるときに対応できるような形を取ってきたいと考えております。学校の先生については、あくまでも大きい流れでの、「こういうことができますね、こういうこともしたいですね」という話を現在進めているというところでございます。

○ 座間味 薫 議長 ただいま5番座間味邦昭議員の質疑は、既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、説明をいただきました。ちょっと説明漏れで保管状況はどうしている

のかということ、もう一回聞きたいということと、支援の方が提案をしていくという話があったんですが、いろいろ難しいことをやるよりも、もう最低限、これはみんな覚えてくださいということ、やはり質をどんどん高めていく前にやるべきこととか、オンライン授業とかリモートをする上で最低限のことをまず教えてもらわないと、それができない限り、いろんなことを言ってもできないと思うんですね。まず、そこに重点を置いて、いつでもできるような体制。子供たちや先生方や、誰が代わろうが最低限、離れていても授業の中でも使えるような状態ということ念頭に置かないと、質とかいろんなコンテンツをたくさん上げて、実際なかなかそれは難しいというのが私がパソコンを使っている上でもあって、まず最低限やらなきゃいけないこと。これを導入していく上で誰がいつでもできる状態というものを指導していただきたいという意味で、この辺、もう一度、取り組み方の中で、もう一回、今のことを重点に置いてやっていくのか。やはりコンテンツとかいろんなものをたくさん持っていく方向に行くのか。改めて、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

まず、今回議案第1号として提案させていただきましたタブレット端末の導入について、この業務の一環として、基本的な端末機器の設定等も含んでおりますが、ログインするに当たっての難しいログインの設定ではなく、QRコードを活用したログインの仕方とか、こういう基本的なところの設定まで今回の業務には含まれております。ログインをして、まず各児童生徒については、自分たちのIDなりパスワードなりということ振るわけですが、その入力がかたくなるといって、それをQRコードに代えてログインしやすいようにしていくという設定が含まれております。それをログインしていただいて、学校なりクラスルームですね、オンラインのクラスルームみたいのところに入って、今のところ学校単位、学年単位での休校はやらないという方向には行っていますけれども、もしかしたらクラスが休校になる可能性もないわけではありませぬので、その辺の使い方というのは、まず子供たち、あと教師にはしっかりレクチャーしていくということはやっていくところです。その上でICT支援員については、いろいろなコンテンツであったり、全体的なところを見てもらうということで、これから入札等をしていく考えでございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 すみません、答弁漏れがございましたので。

保管の方法ですが、各クラスに保管庫を設けて、その保管庫に入ると充電もされるような形でできるような保管庫を設置する予定です。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 少し補足をさせていただきたいと思っております。

先ほどの與儀常次議員と座間味邦昭議員のご質疑の中で、多分私の受けた印象では、せっかくのものが宝の持ち腐れにならないように、子供たち、先生方が使うということなんですけれども、先ほどからうちの課長が指導員の役割、その関わり方を説明したんですが、それが実際先生方が研修して、教室で本当に効果的に活用できるかということが非常に気になる場所だと思います。その件に関してですが、学校現

場に情報機器等が入り込んだのは昭和の後半頃からであります。私もその前まではガリ版刷りとか、ワープロが入ってパソコンが入って今に来ているわけですが、その切替え、切替え、節目、節目において、先生方は非常にうまく対応してきております。私、現場の経験からしますとですね。今回も基本的な操作云々が指導員からやられてきて、学校の主になる情報担当がしっかりこれを把握して、それを子供たちに使っていて、それが子供たちの実際の教育現場にどう反映していくかというときに、実は今、学校現場というOJT(On the Job Training)ですか、校内研修等が盛んであります。そこで、同じ校内の先生、あるいは他校の先生は非常にたけた人呼んで、実際の授業をしながら研修していく体制も非常に整っておりますので、そのあたりをしっかりと本村においても機能させていながら、このせっかく配置されたものが本村の子供たちに本当に効果的に活用できるようにやっていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 議案第1号 物品購入契約について、先ほどから同僚議員からもありますとおり、以前からも教育委員会からの答弁で、このタブレット端末は、例えば休校となったときの場合に活用するためにあるということで、今、保管庫も教室に設置するというものでありましたが、今のところ、保証等の問題もありますので、スタートはそうでもいいのかと思うんですが、せっかく予算をつけてやって、最大限活用するためには持ち帰りさせてやるなり、習うより慣れろだと思います。特に子供たちは、大人が教えてやるよりも自分たちでどんどん触って慣れていくと思っております。ですので、今、スタートはこういう保管の状況かもしれないんですが、例えば週に1、2回は持ち帰りさせてやるなり等、保証も含めて検討していただけないかと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの1番島袋 誠議員の質疑について、ご説明いたします。

現在、保管の方法、管理の方法等をまだきっちり詰めて話しているわけではありませんけれども、原則持ち帰りというのは、現在考えておりませんが、今後タブレット端末を活用しての授業であったり、いろいろなことが出てくると思います。課題を出したりというところも出てくると思います。その辺の中の運用上、持ち帰ってもらって、それを学習に活用するということまですぐにできるかどうかは分かりませんが、今後検討はしていきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 これは学校からも生徒等からも、いろいろやっていく中でそのような要望も上がってくるかと考えられますので、ぜひ柔軟に費用対効果も考えて、つけたからにはしっかり活用できるように考えていただきたいです。こういう端末を今日本では、主に大人もそうかもしれないんですけども、ちょっとした調べ物や、特にゲーム等に使用するんですね。海外では、そういうタブレット端末等を結構学習に児童生徒は活用している傾向があります。こういう格差が今まで持っている家庭、持っていない家庭であって、勉強で活用している家庭はやっているかもしれないんですが、ちょうどこれを機にみんなに配布というか、1人1台割り当てできるぐらいありますので、ぜひ前向きに考えていただいて、学校からの要望等がありましたら、また協議していただきたいと思っております。もう一度、教育長の見解をお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの島袋 誠議員にお答えいたします。

誠議員の今の質疑の中に費用対効果というのがあったんですが、実はGIGAスクールが出たのが、以前にも申し上げたかとは思いますが、コロナ禍以前の問題なんです。要するに、教育の中に情報機器、IT活用能力を高めようということでITのものが入ってきたわけでありまして、たまたまと申しますか、コロナ禍が来て、オンラインの家庭での活用というのが出てきたわけですが、本来、最初のGIGAスクールの出だしの意味は、前にも申し上げたんですが、要するに教室内でもオンラインで授業をする。どういうことかと言うと、一人一人がこれまで考えを黒板の前に出てきて発表していたものを、それを席にいてみんながぱっと共有できると。それなりの効果が出る。そういうこともありますので、これを家庭に持って行ってやっていくだけではなくて、日頃の授業の中でどんどん活用していくと。そこが慣れて初めて、家庭へ持って帰れるんだらうなというふうに考えております。ですから、これが配置された暁には、本村の学校においてどんどん普通の授業の中でも、コロナ禍じゃない中でもどんどん活用してもらって、子供たちのIT活用能力をしっかりと高めて行って、先生も含めてそうなんですが、それがこういう非常事態があったときには、今度は家庭でのオンライン学習にも活用できるということを視野に入れて取り組んでいきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 質疑いたします。

これまで質疑や説明等ありまして、おおむね理解しているところですが、今、教育長のほうから学校のほうでタブレット端末の使い方にとんども慣れて行って、いずれは自宅学習。休校になればそれでいいんですけども、もし休校になった場合、自宅学習、オンライン学習をやらないといけなくなるという可能性はゼロではありません。休校になればいいんですが、そうなった場合、自宅学習をしないといけないというところで、例えば自宅のWi-Fi環境、通信ネットワーク環境というか、これが整っているところはいいいんですけども、例えば光ケーブルとか、そういう延線がないところでのWi-Fiの設置というのは、やはりルーターを買わないといけない。このルーターが大体30ギガとか、大きくて50ギガぐらいの容量ですので、この辺の対応といいますか、その辺も検討しているのか。ネット環境がなかなか整っていないところ、もしくはWi-Fiルーターもまだ買っていない家庭ですね、その辺の対応を検討しているかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑について、ご説明いたします。

自宅にWi-Fiのネット環境があるかどうかということだと思いますが、以前調査したところ、今帰仁中学校のほうで調査しておりますが、自宅にネット環境が整備されていない、またはあるけれども学習等には使いたくないというところであったのが、たしか25%ぐらいだったと思います。75%弱ぐらいが自宅にネット環境があつて、もし休校等になった場合に、その辺の活用もやってもいいという回答を得ております。その25%についてですが、今考えているのは、ポケットWi-Fi等の契約等がありますが、それが年間をずっと通して何台かキープしていくのかということも検討はしたんですけども、まずい



つ出るか分からないというところも含めて、年間契約はなかなか厳しいねという話になりました。ということで、もしクラス等での休校等が出た場合は、ネット環境がない児童生徒については学校に登校していただいて、端末を活用しながら授業を受けてもらうということも検討しております。分散して学習できれば、コロナ対策にはなりますので、まずはそういうことで検討はしております。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 これは、いわゆる分散登校での対応というところになるかと思えます。完全休校になった場合もあると思うんです。そうしたら25%ですか、25%の生徒は登校して、教室で授業を受けるということになるかと思うんですが、そうした場合、子供たちの間で何か差別意識みたいなものが生まれてしまわないかという、ちょっと心配というか、そういうのもあるんですけども、その辺も検討した上での今の説明なのか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

仮に休校になった場合に、自宅でのWi-Fiのネット環境の活用及び、整備がされていない家庭についての差別的なところがないかというところなんです、この辺は前回3月、4月、5月22日まで休校がございましたが、学校のほうでも子供たちの見守りができない家庭については、学校において見守りをすることで登校をしていただいたというところもありますので、形としては同じような感じで登校していただいて授業、学習の障害にならないような形を取っていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第1号 物品購入契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第1号 物品購入契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第2号 物品購入契約の議決について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 説明いたします。

## 議案第2号

### 物品購入契約の議決について

平成30年度における今帰仁村塵芥車購入事業に係る物品購入契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約件名   | 今帰仁村塵芥車購入事業                                 |
| 2 納入場所   | 今帰仁村役場                                      |
| 3 契約方法   | 一般競争入札                                      |
| 4 契約金額   | 9,328,000円                                  |
| 5 契約の相手方 | 豊見城市字豊崎3番地68番<br>沖縄日野自動車株式会社<br>代表取締役 福里 浩介 |

令和3年1月25日提出  
今帰仁村長 久田 浩也

### 提案理由

今帰仁村塵芥車購入事業に係る物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第3条の規定による議会の議決を得ず契約を締結しており、改めて議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

購入契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第2号 物品購入契約の議決について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第2号 物品購入契約の議決について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第3号 物品購入契約の議決について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 説明いたします。

議案第3号

#### 物品購入契約の議決について

令和2年度における今帰仁村小型4トン塵芥車購入事業に係る物品購入契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約件名   | 今帰仁村小型4トン塵芥車購入事業                            |
| 2 納入場所   | 今帰仁村役場                                      |
| 3 契約方法   | 随意契約  |
| 4 契約金額   | 9,383,000円                                  |
| 5 契約の相手方 | 豊見城市字豊崎3番地68番<br>沖縄日野自動車株式会社<br>代表取締役 福里 浩介 |

令和3年1月25日提出

今帰仁村長 久田 浩也

#### 提案理由

今帰仁村小型4トン塵芥車購入事業に係る物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第3条の規定による議会の議決を得ず契約を締結しており、改めて議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

塵芥車購入事業の契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第3号 物品購入契約の議決について質疑いたします。

契約金983万3,000円ということで、議案第2号のものと5万5,000円、2か年で変わっていますが、2年でこれだけ変わるのかなと思ってね。

また、この車、古いものは下取りさせてからの購入金額なのか。また、もう使えないから解体屋に出したのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、ご説明いたします。

住民課で購入をいたしました平成30年度における塵芥車、それから令和2年度におきましても契約をした塵芥車の中で、まず5万5,000円の差額が出ているのはなぜかということでございますが、平成30年度におきまして一般競争入札をいたしました。その際に3社が手を挙げておりました。説明、それから仕様書の内容を精査する中で、2社につきましては対応ができないということで、今回日野自動車と契約をしておりますが、平成30年度におきましては日野自動車1社で入札を2回行わせていただいて、契約に至っております。といいますのも地球温暖化の観点から、仕様書の中で燃費、あるいは排出ガスの規制の強化をしたこと、それから排出ガスを浄化する装置について尿素水を使用しないということで限定をさせていただきました。このことがありまして、日野自動車に対応ができるということで平成30年度の契約が結ばれました。当然、令和2年度の契約につきまして、一般競争入札のほうも検討いたしましたが対応ができない、同じような仕様書でございますので、おのずと対応ができるところが日野自動車ということになりました。

では、なぜ同じ仕様書が使われた中で、同じような塵芥車の購入について差額が出たのかということになりますけれども、1年余りの中で車体本体が値上がりをしておりまして、日野自動車との調整も重ねましたけれども、今回の938万3,000円で価格が落ち着いたということでの随意契約でございます。

それから古いパッカー車につきましては、解体事業所をお願いをして処分をいたしております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第3号 物品購入契約の議決について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第3号 物品購入契約の議決について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第4号 物品購入契約の議決について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 説明いたします。

## 議案第4号

### 物品購入契約の議決について

平成30年度における今帰仁中学校スクールバス導入事業に係る物品購入契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約件名   | 今帰仁中学校スクールバス導入事業                                   |
| 2 納入場所   | 今帰仁村教育委員会  |
| 3 契約方法   | 一般競争入札   |
| 4 契約金額   | 19,090,000円  |
| 5 契約の相手方 | 沖縄県名護市伊差川23番地の1<br>沖縄ふそう自動車（株）北部営業所<br>代表取締役 與那覇 明 |

令和3年1月25日提出

今帰仁村長 久田 浩也

### 提案理由

今帰仁中学校スクールバス導入事業に係る物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第3条の規定による議会の議決を得ず契約を締結しており、改めて議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

購入契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。

- 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

- 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

- 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第4号 物品購入契約の議決について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第4号 物品購入契約の議決について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第5号 物品購入契約の議決について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 説明いたします。

議案第5号

#### 物品購入契約の議決について

平成30年度における幼保連携一体化施設厨房機器設置業務に係る物品購入契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約件名   | 幼保連携一体化施設厨房機器設置業務                                |
| 2 納入場所   | 今帰仁村字越地180番地                                     |
| 3 契約方法   | 指名競争入札   |
| 4 契約金額   | 16,200,000円                                      |
| 5 契約の相手方 | 沖縄県浦添市安波茶1丁目40番1号<br>日本調理機株式会社 沖縄営業所<br>所長 村吉 大一 |

令和3年1月25日提出

今帰仁村長 久田 浩也

#### 提案理由

幼保連携一体化施設厨房機器設置業務に係る物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第3条の規定による議会の議決を得ず契約を締結しており、改めて議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

購入契約書を添付しております。お目直しをお願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第5号 物品購入契約の議決について質疑いたします。

こっちは幼保連携一体化施設と書かれていますが、別に保育所の施設がありますよね。別の場所もそういう設備が設置されているのかどうか。同じ環境の下で子供が育成されているのかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時49分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時52分)

久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 10番與儀常次議員の質疑について説明します。

議案第5号については、新しく建てられた幼保の認定こども園に対しての機器導入業務となっています。今、村立の今帰仁保育所については、従来のものを使用しているということになっています。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第5号 物品購入契約の議決について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第5号 物品購入契約の議決について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第6号 物品購入契約の議決について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 説明いたします。

議案第6号

#### 物品購入契約の議決について

平成30年度における幼保連携一体化施設物品購入（保育用品等）に係る物品購入契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

1 契約件名	幼保連携一体化施設物品購入（保育用品等）
2 納入場所	今帰仁村字越地180番地
3 契約方法	一般競争入札
4 契約金額	13,932,000円
5 契約の相手方	名護市大北五丁目1番3号 株式会社 オキジム 北部支店 代表取締役 新里 哲郎

令和3年1月25日提出

今帰仁村長 久田 浩也

#### 提案理由

幼保連携一体化施設物品購入（保育用品等）に係る物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第3条の規定による議会の議決を得ず契約を締結しており、改めて議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

物品売買契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。

- 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番上原祐希議員。
- 2番 上原祐希 議員 議案第6号について質疑いたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による議会の議決を得ず契約を締結しており、改めて議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。という提案理由であります。これは議案第2号から6号まで同じ提案理由であるというふうに認識しております。契約日の記述が平成30年9月から令和2年7月までの5件だというふうに認識しております。議案第1号については、すぐにちゃんとした手順どおり議案を提案しているので、本来、そのような議決の在り方すべきものを、たまたま過去にさかのぼって追認議案ということと理解しているところでもありますけれども、こういう議案を議決を経ずにやってきたという原因と、また今後の改善ということが非常に重要になってくると思っております。今、説明も受けていますけれども、改めて、この辺の当局の見解というものを伺いたいと思います。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時58分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時58分)

比嘉克雄副村長。

- 比嘉克雄 副村長 上原祐希議員のご質疑に説明いたします。

今回、このような条例を逸脱した行為に対して、村長より今帰仁村職員懲戒分限審査委員会宛てに諮問がありました。そこで私が委員長ということで、委員長を拝命して委員会を開催しておりますが、その中で処分は当然ながら決定しておりますが、一番大事なことは、今後同じようなことが起きないようにするにはどうすればいいかということ、委員会の中で時間をかけて議論、検討をしております。その中で3項目に絞られました。まず1つは、毎年度実施される予算説明会において、説明内容の中にしっかりそういう物品購入があるということと盛り込むということで確認をしていくということです。

それからもう1つは、予算執行伺いの段階でチェックが行えるように様式がありますが、その様式の欄に確認欄を設けるということで、そこでまたチェックをする。

そして3番目に、村長が予定価格書に予定価格を記入する際に、村長がチェックを行えるように調書のほうにまた確認欄を設けるということで、二重にも三重にもチェックができるようにシステム化をして、しっかり再発を防いでいきたいということで、これからしっかり取り組んでいきたいと思っております。



○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今後の対策は3通りということで理解いたしました。

今、2番目にあったのは、各課から多分、予算を積算して提案書としてやる際に、こういうチェック項目として設けるということでありましたが、説明書の中で議案第6号に関しては本当に細かな物品購入になると。これは新規ですので分かりやすいかなとは思うんですけども、ただ今後も、こういう大きい700万円以上の物品購入というのはなかなか数としては少ないと思うんですけども、出てくる際に各課の担当レベルでこのような細かな物品購入の700万円以上の管理とか、その辺が非常に難しい。業務上、もしかしたら見落としたりとかということも原因の一つなのかなとちょっと思ったりもしたので、その対策として今後やるということで理解しているんですけども、昔は各担当レベルではなくて、企画財政課とかそういう予算をやっているところがまとめて物品購入契約とかをやっていたと。そのほうがミスも起こりづらいのかなと考えたりもしたんですけども、その辺の当局の見解を伺いたいと思います。前は財政係ですね、その当時はやっていたこともあると聞いたものですから、その辺の見解を伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 上原祐希議員のご質疑について説明いたします。

今回の物品購入契約につきましては、地方自治法の中で700万円以上という部分の基準ラインが設けられております。実際には、この700万円というのが予定価格によつてのライン引きだというふうに理解しておりますが、それ以下の物品のほうが多くて、それを全て企画財政課で対応するというのが困難な状況にありますので、そういった過去の対応を見直して、各課でそれぞれの予算執行から始まって契約までということを進めている中での状況がございまして、先ほど副村長から説明のあったとおり、この3つの方法によって十分対応できるものだというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今の説明で、今後もしっかりと各課で確認していくというふうに理解いたしました。

先ほど課長が触れていましたが、これは確認なんですけれども、予定価格が700万円以上、今後、契約価格が例えば入札の関係上とかで700万円以下になった場合の取扱い、線引きとか、その辺の基準とかというのは今後どのようにしていくのか、一応確認させていただきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

先ほど説明したとおり、予定価格が700万円でございますので、例えば700万円ぎりぎりの予定価格でもって600万円台で落札された場合も議決事項というふうになりますので、そういった場合は当然、議会のほうに提案をして、承認をいただくという方法になっていきます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 ただいまの質疑に関連しまして、ちょっと提案みたいなものを行いますが、多分契約書というのはパソコンで打ち込みを思うんですけども、そのときに金額が700万円以上出た場合には、この辺、パソコンの画面上で議決が必要みたいな注意喚起を促すような、そういったものを開発

できないものなのか。そうであれば、そういったことは起きにくくなると思うんですけども。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 9番山城 太議員の質疑について説明いたします。

質疑のありました、伝票でのチェックが可能かどうかということでございますが、伝票ではあくまでも金額によつての操作になってきますので、例えば予定価格が700万円以上で契約額が600万円台になると、そのチェックから漏れてしまうというところも少し考えられるかと思ひます。実際には、契約や伝票処理において100万円以上は村長決裁でございますので、100万円以上の契約関係の伝票については全て村長決裁まで受けてから返ってくるという中で、これからは予算執行何や予算説明、それと予定価格に調書を村長からいただく際に、その3つのチェックでもって対応していきたいというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第6号 物品購入契約の議決について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第6号 物品購入契約の議決について」は、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。(休憩時刻 午前11時07分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前11時22分)

日程第9に入る前に、村長のほうより申し出がございましたので許可いたします。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 本議会に上程をされました議案第2号から第6号に関しまして、本来であれば本村財産条例の規定に基づき、議会の議決を得るべき財産の取得に該当していたところでありましたが、大変遺憾ながら、そういった点を失念していたものというふうに思われます。しかしながら、法令に基づき私どもは行政を推進していかなければならないという立場にあるがゆえに、行政は継続という観点から村民、そして皆様方に今回深くお詫びを申し上げるとともに、今後二度とこのような事態を繰り返さないよう、再発防止策をしっかりと立てまして取り組んでまいり所存でありますので、どうぞ皆さん、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○ 座間味 薫 議長 日程第9. 「議案第7号 令和2年度今帰仁村一般会計第10回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 説明いたします。

議案第7号

令和2年度今帰仁村一般会計第10回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村一般会計補正予算（第10回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,449万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億9,573万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年1月25日提出

今帰仁村長 久田 浩也

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,162,759	2,956	2,165,715
	2 国庫補助金	1,645,395	2,785	1,648,180
	3 国庫委託金	3,130	171	3,301
16 県支出金		943,415	1,230	944,645
	2 県補助金	614,921	1,230	616,151
19 繰入金		569,380	6,110	575,490
	1 繰入金	569,380	6,110	575,490
22 村債		287,770	4,200	291,970
	1 村債	287,770	4,200	291,970
歳入合計		7,481,240	14,496	7,495,736

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,320,980	19,397	1,340,377
	1 総務管理費	1,162,414	19,397	1,181,811
3 民生費		3,119,376	△7,970	3,111,406
	1 社会福祉費	2,267,551	△7,991	2,259,560
	2 児童福祉費	851,825	21	851,846
4 衛生費		490,408	3,280	493,688
	1 保健衛生費	252,248	3,280	255,528
6 農林水産業費		442,190	2,000	444,190
	1 農業費	346,990	2,000	348,990
7 商工費		347,467	△2,608	344,859
	1 商工費	347,467	△2,608	344,859
8 土木費		391,670	113	391,783
	2 道路橋梁費	220,860	113	220,973
	3 河川費	100,500	0	100,500
	5 住宅費	37,285	0	37,285
10 教育費		725,732	284	726,016
	2 小学校費	148,696	146	148,842
	3 中学校費	71,164	108	71,272
	5 社会教育費	190,232	30	190,262
歳出合計		7,481,240	14,496	7,495,736

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農村集落基盤再編・整備事業 西地区	千円 10,900	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 13,600	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。
漁村地域整備交付金事業	10,100	〃			10,100	〃		
水産環境整備事業	400	〃			400	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	4,500	〃			4,500	〃		
村道古宇利一周線道路改築事業	18,100	〃			18,100	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	38,400	〃			41,100	〃		
湧川第2団地新築事業	8,100	〃			6,900	〃		
臨時財政対策債	89,270	〃			89,270	〃		
総合活用整備事業(災害)	3,300	〃			3,300	〃		
本部半島・伊江島エリア観光促進事業 (古宇利島観光拠点施設整備)	12,000	〃			12,000	〃		
ゴミ運搬車導入事業	13,100	〃			13,100	〃		
庁舎建設事業 (市町村役場機能緊急保全事業)	70,000	〃			70,000	〃		
庁舎建設事業(一般単独事業)	9,600	〃			9,600	〃		
合 計	287,770			291,970				

詳細については、担当課長より説明いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 議案第7号 令和2年度今帰仁村一般会計第10回補正予算について歳入歳出とも、節におきまして300万円以上の増減について説明申し上げます。

10ページをお願いします。歳入になります。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額611万円は、1節繰入金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金によるものでございます。

続いて、12ページをお願いします。こちらのほうは歳出になります。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額1,535万5,000円は、24節積立金の財政調整基金の1,535万5,000円によるものでございます。同じページの5目企画費、補正額が649万7,000円でございます。そちらのほうは12節委託料におきまして、ふるさと納税推進事業400万円の計上が主なものでございます。

続いて、次の13ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額マイナス816万2,000円でございますが、こちらのほうは1節報酬のパートタイム会計年度任用職員報酬（感染症村民活動対策支援室）のマイナス330万2,000円が主なものでございます。

以上で今回の補正予算におきます、歳入歳出とも300万円以上の説明といたします。

○ 座間味 薫 議長 これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 7ページをお願いします。歳入15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金の1節衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業266万7,000円の説明と、9ページ、歳入16款県支出金、4目農林水産業費県補助金、8節沖縄振興公共投資交付金の農村集落基盤再編・整備事業 西地区123万円、西地区はどの地区なのか、説明を求めます。

最後に11ページ、歳入22款村債、3目農林水産業債、1節農業債、西地区の説明と、4目土木債、2節の住宅債の村営湧川第2団地新築事業のマイナス120万円の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、ご説明いたします。

国は、新型コロナウイルスワクチンの開発が進んでおりまして、国民に厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により市町村において予防接種を実施するということが決定されております。接種時期につきましては、医療従事者をはじめ2月下旬から始まるころなんですけど、その接種に伴う市町村の事務がありまして、クーポンの送付、また問合せ等に伴うコールセンターの設置等、そういった事務的な費用を令和2年度以内に取り急ぎ必要となる経費として、今帰仁村は266万7,000円、その費用を歳入として組んで、人件費等、あとクーポンを発送する郵送料や委託料、システム改修費などの予算に充てております。10分の10の国の全額負担ということで計上させていただいております。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 10番與儀常次議員の質疑に対して説明いたします。

9ページ、16款2項4目農村集落基盤再編・整備事業 西地区につきましては、今泊、兼次、諸志の3字になります。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

11ページの22款村債、1項村債、3目農林水産業債の農村集落基盤再編・整備事業 西地区の270万円の計上でございますが、こちらのほうは起債事業が対応できるものとして、その整備事業の中で消火栓の整備、それから防火水槽の事業がありますが、そちらのほうは起債が充当できるということで270万円の計上でございます。

それと次に、4目土木債の中の村営湧川第2団地新築事業のマイナス120万円の理由としましては、起債対象になる委託業務と、起債対象になるものとならないものがございまして、その相殺によって発生しましたものでございまして、起債を120万円減額するというようになっております。そちらのほうは、湧川第2団地事業の基本設計と実施設計の組み合わせによるものでございます。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 一点ほど再度質疑をいたしたいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ですが、課長、今から計画していくと思います。村内でも接種をやるのか。また、1か所でやるのか。今から進めていくと思いますけれども、どのような方法で接種がなされていくのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

村内での実施は行います。原則居住地、住民票所在地の市町村で全国民接種を受けることになっております。任意ではありますが、今婦仁村におきましては、個別の場合は医療機関で接種をするというところで現在対応中なんですけれども、集団接種についても今、行う必要があるか、調整しております。まず、医療機関につきましては、現在2か所の医療機関と調整中でありまして、今のところ、個別接種と集団接種を二通り考えているところです。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 これは国からの指導で、各市町村同じような足並みで進んでいくのか。ワクチンが今年中に来るようなマスコミの報道等もあるんですが、一般は9月頃からとかあるんですけれども、そういう体制でやるときに、今2か所のところに委託する予定ということがあったんですが、今後、各字でも接種が可能なのか。また、検討するのか。何箇所でも接種を受けることができるのか。今から協議すると思いますが、できたら多くの場所のできる方法があるのかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

このワクチンにつきましては、国外の医療メーカーが開発した3種のワクチンを使って、全国でワクチン接種を行うということなんです、そのワクチンのどのワクチンが割り当てられるかも分かりません。そのワクチンについては、マイナス75度で管理をするというような状況でありまして、またワクチンも複数回分が1バイアルという単位でありますので、その解凍して接種までの時間、そういったものもいろいろ細かく決められているようです。そのためにもディープフリーザーという専用の冷凍庫などの設置もありますので、やはり住民の接種しやすい環境で複数の場所に設置するというのは、少し現実的には難しい

のかなというところであります。基本的には医療機関で設置をして、また、そのワクチンの保管についても、国、医療メーカーと調整をして、必要な分、必要な時期に運び出すというところもあります。集団の場合につきましては、そういった予約の人数、ワクチンの本数、一度溶かしてからまた使用という形になりますので、集団の場合も村内において複数ということではなくて、保健センター、大きい場所で1か所というところを想定しております。また実際、集団接種を行うかについては、まだ調整中であります。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第7号について質疑いたします。

7ページ、今ありましたけれども、15款2項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、これは市町村の事務経費というということで説明がありましたが、例えば村から何名必要で、今、10分の10の国負担とありましたけれども、村が上げれば全部そのまま通るものなのか。どこまで認められるようなものなのか。

それとクーポンと説明でおっしゃっていましたが、このクーポンの詳細ですね、どのようなものなのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの8番與那勝治議員の質疑について、ご説明いたします。

まず7ページ、15款2項3目の新型コロナワクチン接種体制確保事業の予算の上限になりますが、これにつきましては、初期事務費用につきましては、国のほうが人口割等で計算をして、各市町村、取り急ぎ令和2年以内に必要となる経費を想定して上限額を設けております。令和2年度分ですね。また、改めて令和2年度以降につきましても、年度をまたいで接種を行いますので、その費用についても算定されているところです。おおよそ、今帰仁村は令和2年度が266万円余りですけども、令和2年度以降については1,600万円程度、合計約2,000万円近くの費用を上限額として想定されて示されております。この辺、事務費というところの国の算定、人件費等もありますけれども、今帰仁村においては専門的な電話回線を設置して対応する電話機の設置費用というところも含めた形で計上して、その範囲内で収まっているというところなんです。

クーポンに関しましては、そもそもワクチンに関してはお一人2回接種することになっているようです。先ほどお話ししましたが、3つの製薬会社のワクチンが、どのワクチンが今帰仁村に割り当てられるかわかりませんが、23日から28日でしたか、薬によっては間隔を空けて、二度接種を行うという形になっておりますので、その二度接種するためのクーポン券というのをあらかじめ村が発行すると。医療機関と調整をして、その接種した方がいつ接種したのか。また、2回目をいつやるのか。そういった間隔を置く管理も含めて、接種の管理も含めてクーポン券を発送して、それぞれ村民の接種記録にあてがうためのクーポン券を発行するというような内容になっております。これが3月上旬以降、現在どの市町村でも発送するというところで予定しています。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。



これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありますか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 歳出、12ページをお願いいたします。歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、11節役務費の中の北山高校応援事業11万円の説明を求めます。

それと13ページ、3款民生費、1項18節負担金、補助及び交付金の今帰仁村専門家等活用支援助成金交付事業のマイナス158万2,000円の説明。

16ページ、歳出4款衛生費、1項2目予防費の12節委託料の新型コロナワクチン接種体制確保事業の中の委託はどこにさせるのか、説明を求めます。同じく14節工事請負費、マウス飼育施設整備61万3,000円の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

12ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の11節役務費にあります11万円の北山高校応援事業でございますが、こちらのほうは、ふるさと納税を通しまして個人の方から、先日行われました高校駅伝で北山高校の活躍をテレビでご覧になって、特別に村としても応援していただきたいということで、ふるさと納税を活用してはおりますが、返礼品をいただかない形で、その分を北山高校を応援する横断幕を上げてほしいという要請がありまして、村としましては、この納税を受けて事業化する目的で、応援の横断幕を掲載する予定となっております。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑について、ご説明申し上げます。

13ページの3款1項1目18節の負担金、補助及び交付金の中の今帰仁村専門家等活用支援助成金交付事業でございますが、これについて、コロナ禍において国の事業であったり、いろいろ助成事業を活用する際に書類を作成したりとか、そういうもので社労士等の専門家を活用して書類作成した場合に、1回3万円ということで助成する。それから限度をお一人につき3回まで利用していくということで、この事業が持たれております。その負担金について、利用が見込んでいた額より少なかったということでの予算の減になっております。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 16ページ、4款1項2目12節委託料の新型コロナワクチン接種体制確保事業の委託料につきましてですが、まずワクチン接種は、先ほどお話ししましたが、原則居住地、住民票所在地で受ける形になっておりますので、既存のシステム、住民票と連携した形でシステムを改修しなければなりません。その新たな改修費用として、既存の企業と契約をしてシステムの改修を行います。そのシステムを改修した後に、住民票情報等を別途取り出して、今度はクーポンを印刷する会社のほうに、また印刷費の委託契約をしなければなりませんので、それを合わせた形の金額が168万5,000円という金額になっております。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ご説明いたします。

16ページの4款1項4目の14節工事請負費でございます。ハブの対策で捕獲機にマウスを活用しておりますが、マウスの飼育につきましては、現在清掃組合の構内の小屋を使わせていただいております。これは本部町と今帰仁村、同じスペースで活用させていただいておりますが、令和3年度に清掃組合が焼却炉の改修工事を行う予定になっておりまして、その小屋を事務所等にも使いたいということで、早急に各市町村でマウスの飼育施設を整備してほしいということがございました。公共の施設の跡地等も含めていろいろ検討させていただいた結果、苗圃の施設を活用するということが最終的に落ち着きまして、電気、水道の工事を入れることとなります。電気工事が20万1,000円、それから水道が41万2,000円ということで、合計61万3,000円の工事請負費として計上させていただいております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 両方とも再度。13ページの今帰仁村専門家等活用支援助成金交付事業ですが、専門家は何名なのかお伺いします。何名の専門家がいますのか。

それと先ほどのマウスですが、課長、乙羽山の場所だと思いませんか。これは大城さんが管理するのか。一人でやるのか。これはタイワンハブのためのマウスだと思いますが、これは新聞等に出ていて、もうやんばるだけじゃなくなって、タイワンハブは恩納村、読谷村もあって、この前、県の環境部長と会ってきたんですけれども、この予算は県から来るのか。今帰仁村独自でつくった予算なのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの與儀議員の質疑について、ご説明申し上げます。

専門家は何名いるのかということでありましたが、村民の方が自分の事業所を、コロナ禍の中でちょっと立て直したり、支援金とかを受ける際に、社労士の方に相談に行ったときの、その相談の金額について1回につき3万円助成しようということなので、おのおの社労士を頼っていったり、税理士を頼っていったりとかということはあると思います。専門家がどれぐらいいるのかというのは、ちょっとこちらでは把握できませんが、おのおのその専門の方を頼って書類を作成したり、書類の作成の仕方を習ったりとかということで、依頼したものについての助成金ということになります。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ご説明いたします。

管理については、現在、長く業務に携わっている大城が中心となって、もう1人雇用する体制が整っておりますので、実質的には2人で管理を行って、飼育をしていくということになります。

それから、今回の計上に係る財源については、村単独での計上になっております。県からの補助はございません。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 タイワンハブは、大変な繁殖力なんですよね。今帰仁村は年間2,300匹、皆さん捕獲していますけれども、農家で捕った数は計算に入れていませんので、名護市は年間1,000匹以上なんです。強化してやらない限りは、県にも掛け合ってきましたけれども、沖縄のハブは見えなくても、タイワンハブがだんだん各地域に広がってきている状況ですので、ぜひこれは県にも掛け合って、やんばる全体、県全体で取り組む方向で頑張ってもらいたいですので、予算面ですね、課長、県に要望とか

ができるかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ご説明いたします。

ただいまのハブの捕獲に係る対策については、一括交付金を財源として活用させていただいている現状でございます。一括交付金の今後の在り方がどのようになるのかということもありますので、担当課長、それから県の役員が集まるときも、事あるごとに要望はしていきたいと。ただ、市町村長が連名で要請をすることも非常に必要になってくる事案だと思っておりますので、今後検討していきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 ただいま10番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 ぜひ次は村長に答弁してもらいたんですが、これはやんばるで全体で取組んでいかなければ絶対だめだと思います。今、中部も広がっていますので、台湾ハブは沖縄のハブの10倍以上の繁殖力があって、相当な勢いで伸びてきて、年間、沖縄のハブは今帰仁村は7匹しか取っていないんですよ。名護市は10匹。だけど名護市は台湾ハブは1,000匹なんです。今後やんばるで止めてもらおうと、中南部に行くのと畑に行きますので、ぜひやんばる地域全体で取り組む方向でできないかどうか、村長の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑にお答えしたいと思います。

與儀議員おっしゃるとおり、大変台湾ハブの繁殖率と申しますか、名護市、そして本部町でもかなり多くの繁殖が見受けられるというふうに各市町村長からもお伺いしているところであります。ご提案のとおり、これはしっかり市町村連名で、先ほど課長からもありましたけれども、県にその声を届けていき、しっかりと対策に取り組んでいきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後0時07分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後0時08分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後0時08分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き、補正予算の歳出から行います。質疑はありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 それでは、歳出について質疑いたしたいと思います。

12ページ、2款1項5目の14節工事請負費、社会福祉協議会外壁補修工事が入っていますけれども、これは社会福祉協議会の建物が村の所有だからというところでの維持管理で、村が負担して工事をするということなのか、お伺いいたします。

それと、13ページの3款1項1目3節職員手当等、職員手当のパートタイムの職員の給与に関して、また15ページの3款2項1目1節、そして18ページの7款1項4目の1節、3節、4節という形でパートタイムの方の給与が減になっていますけれども、その要因をお伺いいたします。

それと、18ページの7款1項2目の14節工事請負費、与那嶺長浜トイレの撤去工事4万7,000円と書いて

ているんですけれども、ちょっと安すぎないかなと。適正な金額だったのか、どの程度の工事だったのかお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 5番座間味邦昭議員の質疑について説明いたします。

12ページの2款総務費、1項総務管理費、5目企画管理費の14節工事請負費の社会福祉協議会外壁補修工事の38万5,000円でございますが、こちらのほうは現在、社会福祉協議会が使用しています旧今帰仁中学校の学校用地を利用されております。それと隣接して個人所有地の理髪店が前にございましたが、こちらのほうは旧今帰仁中学校時代に、個人の土地と学校の土地の筆界がいびつになっていたという状況があって、個人の所有地を中学校で使っていたと。また、一部分については、学校用地の一部分をその個人が使っていたという状況がございました。現在は中学校は閉校されていますが、社会福祉協議会が使っている状況でございます。実際には、その個人の所有地と学校跡地の用地をきれいに線引きするといいますか、出入りを相殺するために個人に残すところの用地がありましたので、要は学校用地として使っていた部分、個人有地の部分にあったブロック塀を取り除いて新たに地境沿いに造るとというのが、このブロック塀の工事となっております。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 5番座間味邦昭議員の質疑について、ご説明申し上げます。

13ページの3款1項1目社会福祉総務費の中の1節報酬の感染症村民活動対策支援室で減額330万2,000円ということになっておりますが、これは本庁舎の後ろにプレハブで支援室を構築しておりますけれども、そこに当初3名配置するということが予算は取られていたかと思いますが、現在、お一人が支援室の中にいる形になっています。もうお一方もお仕事されていましたが、諸事情により退職されて、現在は一人で支援室のほうを預かっている状況にあります。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 5番座間味邦昭議員の質疑に対して、ご説明いたします。

18ページでございます。7款1項4目の環境保全美化推進事業のほうで、住民課、経済課、建設課、社会教育課も含めて、パートタイムの会計年度任用職員の報酬等の減額等が今回上がっております。これは一括交付金を活用しての事業になります。住民課の減の分でございますが、大きな原因としては、パートタイムの職員の給与表の位置づけにつきましては、1の1から1の5までというふうにランクがあるんですけれども、この雇用される方のこれまでの経験等を踏まえて、どの給与の位置づけになるかが分からない状況でございまして、実際に雇用された方の給与の位置づけの状況、それからそれを時給に直して、実際の実務勤務日数に合わせて支給しますけれども、その勤務日数で多少の減が生じたこと。それから、それらを勘案して、現在のその予算の余剰の分を今回、一括交付金の関係もありますので、早めに減を出しているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑について説明いたします。

18ページですね。内容については、ただいま住民課長のほうから説明があったとおりでございます。こ

れまでの報酬の支出と今後の支出の見込みを勘案しまして、18ページに記載されている部分に関しては、全て一括交付金での事業でございますが、その中でまた増減等がございますので、他の振り分けとかのためにマイナスということになっております。

あと、同じく18ページの14節工事請負費、与那嶺長浜トイレの撤去工事なんですが、実際、撤去のほうはもう終わっております。その後、水道の立ち上げ部分を残していたんですけども、そこが破損しまして、緊急的に止水の工事を行いまして、修繕を行いまして、それに伴う費用となっております。撤去工事のほうはもう終わっております。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 5番座間味邦昭議員の質疑に対しまして、説明いたします。

18ページ、環境保全美化推進事業ですが、建設課としては経済課と一緒にですね、農道の草刈りをお願いしておりまして、建設課の報酬、職員手当、共済につきましては、二人体制を予定しておりましたが、募集をかけても4月から一人しかいなくて、12月からは二人体制でやって、8か月から9か月分は減額ということになっております。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 それでは、また一つ一つ行きたいと思います。

社協の工事は、建物ではなく、前のダンパチャーのところのブロック塀との境界をはっきりさせたと。あれは社協が土地を買ったのではないんですね。あくまでも境界をはっきりさせるための手直しということで理解していいのか、改めてお伺いいたします。

それと、一応念のためにパートタイムの職員の給与の件、もしかしたらコロナの影響で、自粛によって影響があったのかなとちょっと心配があったので、確認ということだったんですけども、今回はそういうことではなく、人員が集まらなかったとか、給料の算定の基準によって減が生じたということで、コロナによって自粛ではないということでの解釈でよろしいのか、お伺いいたします。

あと、トイレですね。水道管のものということで、これは理解しました。建物を全部壊すのに4万7,000円というのはあり得ないなと思ったので、括弧書きで水道管の補修と書いてもらえれば分かりやすかったのかなと思っていますけれども、その辺は再度改めて、水道管の補修であったということを確認させてもらえたらと思っています。では、再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

12ページの社会福祉協議会の外壁補修工事でございますが、土地については社協のほうに貸しているという状況でございます。所有者としては今帰仁村のままで、地目も学校用地という地目のままでございます。その中で先ほど説明したとおり、個人有地を使っていた部分、個人有地に提供していた部分を線引きをはっきりさせるということで、新たに元の地籍どおりに復元する部分がございますので、その分を計上させていただいております。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ご説明いたします。

18ページにおける環境保全美化推進事業におけるパートタイムの会計年度任用職員に係る報酬等の減につきましては、議員がおっしゃるように、コロナの関連で自粛をするというような原因ではございません。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 18ページの7款1項2目の14節工事請負費については、説明が重なりますけれども、与那覇長浜トイレの水道施設の破損に伴う修繕ということとなっております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 歳出について質疑いたします。

16ページ、先ほどからもありましたが、4款1項2目の新型コロナウイルスワクチン接種に関して質疑をさせていただきたいんですけれども、歳入のほうで1人2回接種というふうにありましたが、今回の1人2回のワクチン接種に当たっての財源ですね、これは全て国のほうで持つのか。それに関連する経費とかを含めて、その辺も全て国が持ってくれるのかどうか。その説明と、以前説明がありましたが、接種に当たっての優先順位、どこからどのように行うのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの8番與那勝治議員の質疑について、ご説明いたします。

今回の費用につきましての負担割合になりますが、これは全て国の負担という形になります。もちろんワクチンの接種費用、ワクチン代等につきましては、ワクチン接種の後の請求になりますから、想定としては次年度に計上されて、市町村内の医療機関であれば、村から医療機関へ請求があった際に支払うと。例外で、村外でも受けられることにはなりますが、そういったところにつきましては、国保連合会を通じて村がお支払いをするという形になっております。

また、接種の優先順位につきましては、まず医療従事者を優先して行います。そして、その後に高齢者の接種を行って、その後、基礎疾患を持っている者、また前期高齢者と、あとは高齢者施設の従事者を優先して、それ以外の方につきましては、今の情報では、16歳以上の方につきましては最後に接種という形で、順番よく優先順位に沿って接種していくというようになっております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 ただいまの説明でありましたが、居住地域外、村外で受けた場合に村が支払うというふうにあったんですけれども、村が支払っても、また後から国に請求して戻ってくるのかどうか。この辺の説明と、今16歳とありましたが、対象は16歳以上ということになるのかどうか。この説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

原則居住地、住民票所在地で受けるようになっておりますが、特例として里帰り出産とか、大学生、他市町村で現在通学されている方とか、そういった方は、あえて居住地に戻って接種するのではなくて、その当該地域でやむなく接種する場合は接種します。住民票に基づきクーポン券が送られておりますので、それに従って受診をして、医療機関からの請求になると、村に住所を置いている方は、村を介してお支払

いがされるというところです。

また、年齢につきましては、1月5日に自治体説明会がありましたけれども、その際には19歳以上ということで、それ以下は検討中だということであったんですが、昨今のマスコミ等の報道を踏まえると、現在16歳以上と考えていいと。ただし、妊婦を含めて、それ以下の方の接種に関しては、まだ流動的であるというところで示されております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 クーポンが配られて、それを持って病院へ行って接種すると。その場合に例外ですね、特例以外の方が、仮に今帰仁村民が名護市で受けようとした場合は拒絶されるのか、受けられないということになるのかどうか。逆もあると思います。名護市民が今帰仁村で受ける、そのときはどうなるのか。そういうことも示されているのかどうか。

それと、今のところ16歳以上が対象ということになっておりますが、それ以下の方に例えば親御さんが受けさせたいと思った場合は受けられるのかどうか。その辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

原則は住所地、居住地での接種が基本とされておりますけれども、かかりつけ医というんでしょうか、そういう方とか、あと、逆に施設に入所していて、そのまま施設のほうでまとめて接種というところがありますので、そういった場合は例外として認められております。

実際、16歳以上となると、まだはっきりと示されておられませんけれども、健康被害等がありますので、実際、クーポン等も発送しておりませんので、受診に関してはちょっとこちらはまだ……。個人が求めると接種できるのかというような内容については、まだ国から示されておられません。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時50分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時52分)

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第7号 令和2年度今帰仁村一般会計第10回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第7号 令和2年度今帰仁村一般会計第10回補正予算について」は、原案のとおり可

決されました。

日程第8. 「同意案第1号 固定資産評価員の選任について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長

同意案第1号

固定資産評価員の選任について

上記の同意案について、下記の者を今帰仁村固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を求めます。

記

住 所	今帰仁村字
氏 名	比嘉 克雄
生年月日	昭和一年一月一日

令和3年1月25日提出

今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

地方税法第404条第2項の規定によって、この同意案を提出します。

次ページに履歴書を添付してございますので、お目通しをいただきたく存じます。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第1号 固定資産評価員の選任について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「同意案第1号 固定資産評価員の選任について」は、原案のとおり可決されました。



次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第1回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午後1時56分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 吉 田 清 尊

署名議員 玉 城 みちよ